



# 広報 県央だより

VOL. 34

2021.12

助けたい  
想いがある



全国統一防火標語

おうち時間  
家族で点検  
火の始末

埼玉県中央広域事務組合

検索

埼玉県の中央に位置する、「鴻巣市」「桶川市」「北本市」の3市から組織されており、消防業務及び斎場業務を行う地方公共団体（一部事務組合）です。



ホームページ

<https://www.ken-o.or.jp/>



Twitter

▼アカウント  
@SAITAMA\_KENO



## 人事行政の運営等の状況の公表

埼玉県央広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和2年度における組合職員の給与と勤務時間その他勤務条件などの人事行政のあらましをお知らせします。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況 (令和2年度)

区分	男性	女性	合計
消防職	8人	1人	9人

※再任用職員(短時間勤務職員)は、11人採用しています。

(2) 職員の退職者数 (令和2年度)

定年退職	勸奨退職	自己都合	その他(死亡、免職、失職)	合計
3人	0人	4人	0人	7人

(3) 部門別職員数 (令和2年度)

一般行政	消防部門	合計
3人	329人	332人

※再任用職員(短時間勤務職員)11人は含まれません。

### 2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成に資するために、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握した上で行われる「能力評価」と「業績評価」により人事評価を行っています。

### 3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和2年度の人件費は、2,737,574千円で、歳出額に対する人件費率は67.2%です。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給与費/1人
330人	1,209,245千円	372,181千円	525,892千円	6,386千円

※鴻巣市に準じ、職員数から育児休業取得に伴い年間を通じて給与等の支給がない職員及び再任用職員を除き、数値は令和2年度決算値を使用しています。

(3) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
消防職	303,383円	37.7歳

(4) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	大学卒	高校卒
消防職	188,700円	160,100円

(5) 職員手当の状況

- 令和2年度の期末・勤勉手当の支給割合は4.45月です。
- 令和2年度の地域手当の総支給額が78,956千円(支給率は6.0%)で、職員1人あたりの平均支給年額は239千円です。
- 令和2年度の時間外手当の総支給額が34,273千円で、職員1人あたりの平均支給年額は137千円です。

- 令和2年度の特種勤務手当の総支給額が13,650千円で、職員1人あたりの平均支給年額は41千円です。
- 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

管理者	副管理者	議長	副議長	議会運営委員会委員長	議会運営委員会副委員長	議員
24,400円	20,800円	20,800円	20,000円	19,200円	18,400円	17,600円

※報酬は月額金額です。

※上記報酬の他に、期末手当として年間4.45月分が支給されます。

### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 1週間の勤務時間数 (令和2年度)

毎日勤務職員・交替制勤務職員の勤務時間は、ともに1週間あたり38時間45分です。

(2) 育児休業等の取得状況 (令和2年度)

育児休業を4人、看護休暇(子の看護)を4人が取得し、介護休暇を取得した職員はいませんでした。また、部分休業を取得した職員は2人でした。

### 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和2年度において、分限処分及び懲戒処分された職員はいませんでした。

### 6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況 (令和2年度)

承認件数は、厚生計画に参加の場合が41件となっています。

(2) 営利企業等従事の許可状況 (令和2年度)

許可件数は3件となっています。

### 7 職員の研修の状況

令和2年度に実施した研修は、合計で103コースあり、2,151人(延べ人数)が受講しました。

### 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法で具体的に定められています。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。

令和2年度は共済組合の負担金として423,301千円支出しました。

このほか、令和2年度は、消防職員等互助会への助成金として883千円支出しました。

(2) 公務災害の発生状況

令和2年度に公務災害又は通勤災害と認定された事案は1件でした。

### 9 公平委員会からの報告

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況  
令和2年度は、措置要求及び審査請求はありませんでした。

問合せ 総務課 ☎048-597-2001  
消防総務課 ☎048-597-2002

## 組合議会 定例会の報告

問合せ 総務課 ☎048-597-2001

令和3年7月定例会が7月28日(水)に開会されました。提出議案とその結果は、次のとおりです。

令和3年7月定例会提出議案	結果
専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)	承認
財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)	原案可決
令和3年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	原案可決

## 応急手当実施者に表彰状を贈呈

応急手当実施者3名に埼玉県央広域事務組合管理者から表彰状を贈呈しました。

北本市内の路上で心肺停止に陥った男性傷病者に対し、「119番通報・傷病者観察・胸骨圧迫・救急車を誘導する」など傷病者の命を救い社会復帰に導くために必要な一連の行動である「救命の連鎖」が素早く行われ、男性は後日、無事に社会復帰をされました。



# たき火に注意

## たき火による火災が発生！

鴻巣市・桶川市・北本市において、たき火が原因となった火災が令和元年と令和2年の2年間で21件発生しています。また、火災には至らなかったものの、焼却により消防隊が出動したものが令和元年と令和2年の2年間で133件ありました。

## たき火は火災予防条例で規制されています！

たき火については埼玉県央広域事務組合火災予防条例第25条で規制されています。次の点に注意しましょう。

- 燃えやすいものの近くで行わない。
- 消火器や水バケツなど消火の準備をする。
- 風の強い日や乾燥しているときはやめる。
- 完全に火が消えるまではその場から離れない。

また、同第45条で火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為は、あらかじめ消防署への届出をすることが定められています。

この届出は事前に焼却行為を把握することで誤報等を避けるためのものであり、

**届出を受理することによって焼却行為を許可するものではありません。**

届出があっても通報があれば消防隊が確認に行くことがあります。

 **※野外焼却については、埼玉県生活環境保全条例で規制されています。**



問合せ 予防課 ☎048-597-2004

## 入浴事故を防ぐために

入浴事故は、温度差による血圧の変化で意識を失い、発見時には心肺停止状態で発見されることが多い事故で、全国的に見ても高齢者の方が入浴中に起こるケースが多くなっています。予防するためには、体温と室温の差ができるだけ少なくなるような環境で入浴することが大切で、それには脱衣所や浴室が寒すぎず、お湯の温度が熱すぎないことが重要です。

入浴事故を未然に防ぐために以下の点をお勧めします。

- 脱衣所や浴室を入浴前に暖め、入浴時の温度差を少なくする。
- お湯の温度は41度以下にする。
- これから入浴することを家族に伝える。
- 湯舟に入る前にかけ湯をする。
- 高齢者が入浴している時は、家族が様子を見に行ったり頻繁に声をかけたりする。



問合せ 救急課 ☎048-597-2119

## 県央ひろば

### 高機能救命ボート訓練



令和3年度に総務省消防庁から無償貸与された高機能救命ボートを使用し、5月25日から6月8日の間で舟艇訓練を4回実施しました。緊急消防援助隊の応援出動下を想定した実践的な内容で、ボートの設定、救助工作車のクレーンを使用したボートのつり上げから着水、操船などを行いました。

### 消防・警察・JRとの合同訓練を実施



鴻巣駅で刃物による乗客への襲撃を想定した合同訓練を実施しました。この訓練では、鴻巣警察署、JR鴻巣駅、当消防本部の三機関が参加し、有事の際の初動対応と連携活動について確認することができました。

### 令和3年度救助隊員特別研修の実施

本研修は、新任救助隊員を対象に隊員の養成及び資質の向上を図ることを目的としています。

全日程4日間実施した研修は、経験豊富な内部講師により、救助活動に必要な基礎技術及び隊員間の連携に重点を置いた救助訓練を行い、各種災害に対応した救助活動の技術伝承のみならず、救助隊員としての心構えも学ぶことができ、実りある研修となりました。



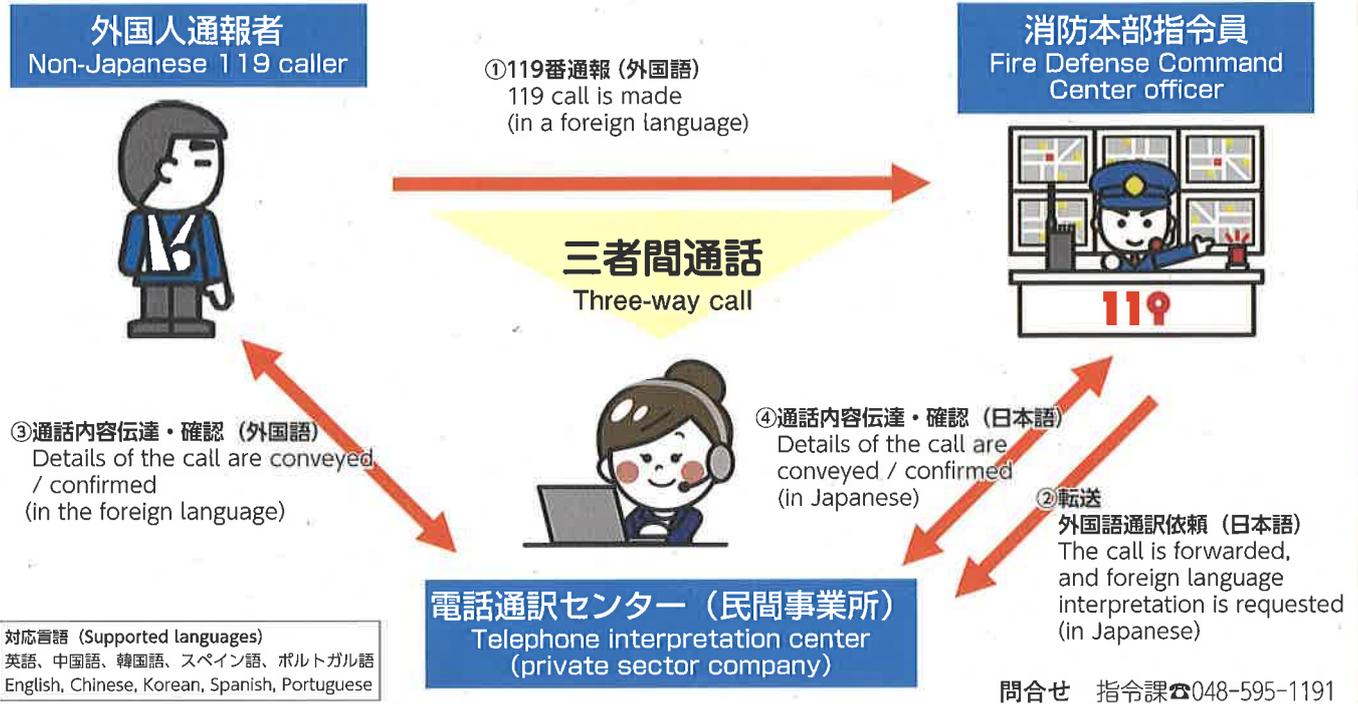
# 119番通報時における「電話通訳センターを介した三者間同時通訳」について

About "the tripartite simultaneous interpretation through the telephone interpreter center" at the time of the call 119.

## ■ 概要 (Overview)

このサービスは、外国の方からの119番通報時に電話通訳センターを介して主要な言語で対応するものです。  
This service is supported by major languages through the telephone interpretation center when you call 119.

## 三者間同時通訳の流れ How the three-party interpretation system works



## 埼玉県AEDマップについて

埼玉県では、現在県内に設置されているAEDをマップ化し情報提供しています。

携帯電話やスマートフォン、パソコンから県内AEDの設置場所を検索することができ、設置場所を把握しておけば、もしもの際にも安心です。埼玉県AEDマップは、下記のQRコードまたはパソコンのホームページから閲覧することができます。一度御覧になり設置場所の確認をしてみてくださいはいかがでしょうか。

携帯電話で  
スマホで **AEDの設置場所を今すぐ確認!**

携帯サイトへは  
ここからアクセス!



パソコンのホームページは  
「埼玉県 AED」で検索!

設置の目印は  
このマーク!



**AEDは  
誰でも簡単に  
操作できます!**

お問い合わせ先: 埼玉県保健医療部薬務課 TEL 048-830-3640

**倒れている人がいたら… (心肺蘇生法)**

声をかけて肩を軽くたたき  
意識がないときは119番とAED!

両手を重ね、胸の中央を強く30回押す

気道を確保し、息を2回吹き込む(可能であれば)

AEDが到着したら、AEDで心臓ショック

**救命講習を繰り返し受講し、心肺蘇生法を身につけましょう!**



埼玉県のマスコット  
コバトン

問合せ 救急課 ☎048-597-2119